

## 第16号議案

### 令和3年度 南魚沼市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和3年度南魚沼市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	19,250戸
(2) 年 間 有 収 水 量	5,888,485m <sup>3</sup>
(3) 1 日 平 均 有 収 水 量	16,133m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	1,108,781千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益	3,365,878千円
第1項 営業収益	1,156,207千円
第2項 営業外収益	2,209,669千円
第3項 特別利益	2千円

支 出

第1款 下水道事業費用	3,255,177千円
第1項 営業費用	2,911,096千円
第2項 営業外費用	333,388千円
第3項 特別損失	693千円
第4項 予 備 費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額990,691千円は、損益勘定留保資金等で補てんするものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	2,307,330千円
第1項 企 業 債	1,295,200千円
第2項 他会計出資金	133,996千円
第3項 補 償 金	10,000千円
第4項 他会計補助金	494,358千円
第5項 補 助 金	349,000千円
第6項 受益者負担金及び分担金	24,776千円

支 出

第1款 資本的支出	3,298,021千円
第1項 建設改良費	1,108,781千円
第2項 企業債償還金	2,184,240千円
第3項 予 備 費	5,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業債	618,800	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金、地方公共団体金融機構資金及び民間等資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	借入れの年から据置期間を含み40年以内に償還するものとする。その他借入先の融資条件に従う。ただし、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えすることができる。
資 本 費 平 準 化 債	623,900			
借 換 債	52,500			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 76,254千円

(他会計からの補助金)

第9条 下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,450,660千円である。

(利益剰余金の処分)

第10条 繰越利益剰余金のうち230,811千円は、次のとおり処分するものと定める。

- (1) 減債積立金 230,811千円

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、2,942千円と定める。

令和3年3月1日提出

南魚沼市長 林 茂 男